

News Release

令和5年4月25日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

富田薬品（株）唐津営業所を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

富田薬品（株）唐津営業所（唐津市西浜町1番62号）

（本社：熊本市中央区九品寺6丁目2番35号）

（物品）薬品類

2 指名停止期間

令和5年4月26日から令和5年9月8日まで 4.5か月

3 指名停止理由

富田薬品（株）は、独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアの31病院（佐賀県内の4病院含む）が調達する医薬品の入札において、遅くとも平成28年6月24日以降、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月24日に公正取引委員会から違反事実の認定を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「物品購入等措置要綱」という。）別表第2第5項（独占禁止法違反行為）に該当する。

指名停止期間については、（短期）8か月以上（長期）24か月以内の範囲内で措置することとなるが、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第2条第2項第3号（違反行為が2年以上続いていたとき）の加算条項に該当するため、短期8か月に1か月を加算し9か月とする。

なお、同社は課徴金減免制度が適用されており、物品購入等措置要綱第4条第2項に該当することから、指名停止の期間を2分の1に短縮し、4.5か月とする。

5 令和3年度～令和4年度発注実績

令和3年度 9件 68,530円

令和4年度 8件 29,326円

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：物品契約係 服部

電話：直通72-9155（内線1466）